

議案第35号

権利の放棄について

株式会社砂川振興公社の解散に伴い、次のとおり権利を放棄するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月11日提出

砂川市長 善 岡 雅 文

記

1 権利の相手方

砂川市西6条北3丁目1番1号

株式会社砂川振興公社代表清算人 弁護士 丸山 健

2 放棄する権利の内容

本市が相手方に対して有する長期貸付金債権520,000,000円及び相手方の債務を平成26年12月5日に代位弁済した157,500,000円の求償権から、相手方から金銭による弁済を受ける5,409,192円を除いた額

3 放棄する権利の金額

672,090,808円

4 放棄の理由

株式会社砂川振興公社の解散に当たり、上記債権の弁済が見込めないため